

判例研究

「個別信用購入あっせん」における与信業者の責任について

——札幌地判平成26年1月9日金法1992号74頁——

足立清人

目次

1. はじめに
2. 割賦販売法の改正
3. 本判決の検討
4. 若干の考察

1. はじめに—札幌地判平成26年1月9日 金法1992号74頁¹の判旨と事実

本件は、購入者が、訴外会社である自動車販売業者から、自動車を購入するにあたり、与信業者である金融機関から融資を受ける「割賦購入あっせん(個別信用購入あっせん)」取引において、販売業者が事実上倒産し、自動車が引き渡されなかったことから、購入者が与信業者を相手どって未払金の支払拒絶および既払金の返還を求めた事件である(A事件からG事件まで共同で審理された)²³。

以下では、本判決の判旨と事実を(本件取引の実態を知ってもらうために)詳細に挙げたうえで(1.)、割賦販売法の改正を紹介し(2.)、それらを踏まえて、本判決を検討し(3.)、最後に若干の考察(4.)をする。

【事実】 不当利得返還等請求事件, 求償金請求事件, 不当利得返還請求事件

A事件, F事件およびG事件は、訴外会社(有限会社ケー・ウィングズ)から購入する自動車の売買代金等の資金について、それぞれY1銀行(北洋銀行)と消費貸借契約または連帯保証契約を締結し、Y保証会社らと保証委託契約または連帯保証契約を締結したXらが(33名)、Yらに対し、Xら請求のとおり、それぞれ契約関係、支払状況等に応じ、既払金の返還、債務不存在の確認などを求め、予備的に、訴外会社に対して生じている事由による抗弁の対抗により、代金の支払の請求を拒絶できることの確認、既払金の返還などを求め、金員の支払について、X31についてはY1銀行へのA事件訴状送達の日翌日である平成21年12月22日から、X33についてはY1銀行へのG事件訴状送達の日翌日である平成24年10月10日から、その余のXらについてはY1銀行への金員の支払日より後の平成25年1月11日から、それぞれ民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事

キーワード: 「個別信用購入あっせん」, 抗弁の対抗, 既払金の返還請求, 専門家の責任

件である。

B事件ないしE事件は、Y2（ノースパシフィック）が、Xらの一部（X20, X21, X25およびX26）に対し、各XとY1銀行との消費貸借契約についての保証委託契約に基づく求償金、および、それに対する法定利率年14.6%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金の支払を求める事件である。

Y1銀行は、大正6年8月20日会社設立の、預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引等を目的とする株式会社である。Y1銀行は、平成20年10月14日、株式会社S銀行と、Y1銀行を存続会社として合併し、S銀行の権利義務を承継した。S銀行のP1支店は、Y1銀行との合併に伴って、支店名がP2店（以下、「本件支店」という）となった。

Y2は、平成21年4月1日、札銀保証サービス株式会社（以下、「札銀保証」という）と、Y2を存続会社として合併し、札銀保証の権利義務を承継した。

Y3（セディナ）は、平成21年4月1日、株式会社セントラルファイナンス（以下、「セントラル」という）と、Y3を存続会社として合併し、セントラルの権利義務を承継した。

札銀保証、Y2、Y4（オリコ）、セントラル、Y3およびY5（ジャックス）は、いずれも信用保証などを業とする株式会社である。

訴外会社は、中古車販売を業とする有限会社であり、P3（以下、「亡P3」という）が代表取締役であったが、亡P3は、平成21年4月10日に自殺し、これにより訴外会社は事業を停止し、事実上倒産状態となった。

S銀行は、平成19年から平成20年当時、自動車の購入費用などの融資について、パンフレットによって、以下の内容のマイカーローン（以下、「札銀マイカーローン」という）を用意し、そのパンフレットに書込式の「ローン（仮）審査申込照会票」（以下、「事前審査申込書」という）の用紙が印刷されていた。

資金使途	車の購入、車検、修理、免許取得、自動車関連商品の購入に要する費用、他社のマイカーローンの借り換え資金、保証料「一括前払」の保証料相当額、マリン対象費用
返済方法	毎月元利均等返済（ボーナス併用返済もできる。）
必要書類	運転免許証、健康保険証、購入見積書等
担保・保証人	原則不要
保証委託	次のいずれかの保証会社に保証委託する。札銀保証、Y4、セントラル、Y5、UFJニコス株式会社（以下、三菱UFJニコス株式会社も含め「ニコス」という）

S銀行における札銀マイカーローンの取扱いは、平成19年から平成20年当時、その他に、次のとおりであった。

資金使途	車の購入資金について、個人売買は不可。車を買換える場合、残債の上乗せを新たに購入する車輛の標準購入価格の50%以内かつ50万円を上限として認める。
保証人	保証意思確認は原則として面談により行う。
必要書類	原本を確認することとし、コピーのみの持参は不可。見積書、売買契約書については、記載内容として自動車登録番号（ナンバープレート番号）又は車台番号の記入を確認する。記載欄のない場合は、購入先に確認のうえ余白に記入し、記入者印を押印する。住宅地図又は電話帳で見積書（売買契約書）上の販売元又は電話番号を突合する。遠隔

地業者からの購入は不可。

融資実行準備 融資が決定した申込人について、次のとおり実行を準備する。金銭消費貸借契約書、支払先・保証料振込先（保証料先払いの場合）の振込依頼書（振込承諾書兼保証料振込承諾書欄に同意書名捺印のある場合は、代筆可）等の実行書類の申し受け。

預金口座の開設（新規取引の場合）

融資金は、支払先に振り込むことが条件であることから、申込人の指定した日に融資を実行する必要がある、十分に打ち合わせて実行日を決める。

融資実行 融資金は、全額借主の口座へ一旦必ず入金し、支払先の指定口座へ振り込む。振込承諾書兼保証料振込承諾書欄に同意署名捺印のある場合は、代金の振込・保証料の振込・印紙代の引き落としを払出請求書なしで可能とし、振込依頼書は代筆とする。

遅延損害金 年14%

S銀行は、平成19年から平成20年当時、札幌マイカーローンのほか、エコカーローン（以下、「札幌エコカーローン」という）も用意していたが、その内容、取扱い等は、資金用途が、新車のエコカーの購入とされ、この点に関連する事項が異なるほかは、札幌マイカーローンとはほぼ同様であった。

Y1銀行は、平成20年から平成21年当時、自動車の購入費用等の融資について、以下の内容を、パンフレットによって、マイカーローン（以下、「Y1マイカーローン」といい、札幌マイカーローン及びY1マイカーローン

を「本件マイカーローン」という）を用意し、そのパンフレットに書込式の「ローン（事前）審査申込書兼保証委託申込書」（以下、「事前審査申込書」という）の用紙が印刷されていた。

資金用途 マイカー、バイク、キャンピングカー購入及び購入に伴う諸費用、修理、車検、免許取得費用、自動車関連用品購入資金、金融機関、信販会社等からの車輛購入資金の借り換え資金、マリン対象資金、これらにかかる前払い保証料相当額

返済方法 元利均等毎月返済方式（ボーナス併用返済もできる。）

必要書類 運転免許証、健康保険証、購入見積書等

連帯保証人 原則不要

担保 不要

保証委託 次のいずれかの保証会社に保証委託する。札幌保証、Y4、セントラル、Y5、ニコス

Y1銀行は、平成20年から平成21年当時、自動車の購入費用などの融資について、以下の内容を、パンフレットによって、エコカーローンとして（以下、「Y1エコカーローン」といい、Y1マイカーローン及びY1エコカーローンを「本件エコカーローン」といい、本件マイカーローン及び本件エコカーローンを「本件ローン」という）を用意し、そのパンフレットに、「Y1マイカーローン」と同様の書込式の事前審査申込書の用紙が印刷されていた。

資金用途 低公害車（新車に限る。）購入及び購入に伴う諸費用、これにかかる前払い保証料相当額

返済方法 元利均等毎月返済方式（ボーナス併用返済もできる。）

必要書類 運転免許証, 健康保険証, 購入見積書又は契約書

連帯保証人 原則不要

担保 不要

保証委託 次のいずれかの保証会社に保証委託する。札幌保証, Y4, セントラル, Y5, ニコス

Y1銀行におけるY1ローンの取扱いは、平成20年から平成21年当時、「Y1マイカーローン」および「Y1エコカーローン」のほか、以下のとおりであった。

資金使途 個人間売買は不可。車を買換える場合、残債の上乗せを新たに購入する車輛の車体本体価格の50%かつ50万円以内を上限として認める。

資金使途確認資料 原本を確認のうえ、写しを申し受ける。販売元の実在性を確認する(住宅地図、電話帳、名寄せ、コスモス等で実在性の確認を行う。)

貸出金の処理 自動車関連用品購入資金で、車輛購入資金と同時申込かつ車輛購入資金の50%かつ50万円以内の場合を除き、振込を必須とする。

貸出実行日 随時の日

遅延損害金 年14%

契約手続 借主の使用印鑑は返済用預金口座届出印、連帯保証人は実印(印鑑証明書は不要)を使用する。

本件ローンでは、Y1銀行からの融資金は、借主(購入者など)が作成した振込依頼書に基づき、自動車の購入が目的の場合は、販売店の預金口座に、借換が目的の場合には、旧債務の債権者の口座に、融資(借主の預金口座への振込)後、直ちに振り込まれることとされている(ただし、前記のとおり、振込承諾書兼保証料振込承諾書欄に同意署名捺印の

ある場合は、代金の振込・保証料の振込・印紙代の引き落としが、振出請求書なしで可能とされ、振込依頼書は代筆されるものとされていた)。

X1ないし27及び32(以下、「X主債務者ら」という)は、訴外会社と売買契約を締結した(以下、Xの番号に応じて「売買契約1」などといい(X7については、平成19年3月19日付けのものを「売買契約7A」といい、平成20年7月23日付けのものを「売買契約7B」という)、売買契約1ないし6, 7A, 7B, 8ないし27および32を「本件各売買契約」といい、これらを一般的に「本件売買契約」という。また、本件各売買契約の対象とされた自動車を、それぞれXの番号に応じて「自動車1」などといい(なお、X7については、売買契約7Aの対象とされた自動車を「自動車7A」といい、売買契約7Bの対象とされた自動車を「自動車7B」という)、本件各売買契約の対象とされた自動車を一般的に「対象自動車」という)。なお、自動車は、平成20年6月18日号外法律第74号による改正割賦販売法(以下、「割賦販売法」という)所定の指定商品に該当する。

X主債務者らは、Y1銀行と消費貸借契約を締結した(以下、それぞれXの番号に応じて「消費貸借契約1」などといい(なお、X7については、平成19年3月22日付けのものを「消費貸借契約7A」といい、平成20年7月24日付けのものを「消費貸借契約7B」という)、消費貸借契約1から6, 7A, 7B, 8ないし27および32を「本件各消費貸借契約」といい、これらを一般的に「本件消費貸借契約」という)。

X28ないし31および33(以下「X保証人ら」という)は、Y1銀行と連帯保証契約を締結した(以下、それぞれXの番号に応じて「Y1連帯保証契約28」などとし、Y1連帯保証契約28ないし31および33を「本件各Y1連帯保証契約」とし、これらを一般的に「本件Y1連帯保証契約」とする)。なお、X28は、X17

の妻であり、X29は、X3の父であり、X30は、X23の兄であり、X31は、X16の母であり、X33は、X5の妻である。

X主債務者らは、それぞれY保証会社らと、本件各消費貸借契約に基づく債務の保証委託契約を締結した（以下、それぞれXの番号に応じて「保証委託契約1」などとし、保証委託契約1ないし6, 7A, 7B, 8ないし27および32を「本件各保証委託契約」とし、これらを一般的に「本件保証委託契約」という）。なお、保証委託契約20, 21, 25および26の遅延損害金の約定利率は、いずれも年14.6%（年365日の日割計算）である。

X保証人らは、それぞれY4と、連帯保証契約を締結した（以下、それぞれXの番号に応じて「Y4保証契約28」などとし、Y4保証契約28ないし31および33を「本件各Y4保証契約」とし、これらを一般に「本件Y4保証契約」という）。

本件各消費貸借契約によるY1銀行からの融資金は、X主債務者らの各預金口座に振り込まれた後、予め作成されていた振込依頼書等に基づき、直ちに訴外会社の預金口座に振り込まれた（なお、保証料先払の場合は、Y保証会社らの預金口座にも保証料として振り込まれた）。

「保証委託契約」欄記載のY保証会社らは、Y1銀行に対し、それぞれ保証委託契約2, 12, 15および18ないし26に基づき、同表の対応する番号の「代位弁済額」欄記載の金額を代位弁済した。

X主債務者ら（ただし、X27を除く）は、Y1銀行に対し、訴外会社が対象自動車を引き渡さないことなどを理由として、債務の支払を拒絶する旨の通知（以下「抗弁書」という）をした（なお、抗弁書のY1銀行への到達日については、別紙契約一覧表（1）および（2）の各「抗弁書到達日」欄記載のとおり、各Xの主張とYらの主張とが一致して争いが無いものと、一致しておらず争いがある

ものがある）。

X31は、平成21年8月17日、Y1銀行に対し、374万3209円の普通預金債権を有していた。Y1銀行は、同日、X31に対し、Y1連帯保証契約31に基づくX31に対する債権289万3093円と、X31のY1銀行に対する上記普通預金債権とを対当額（289万3093円）で相殺するとの意思表示をした（以下、「Y1相殺31」という）。

X24は、平成21年8月17日、Y1銀行に対し、8362円の普通預金債権を有していた。Y1銀行は、同日、X24に対し、消費貸借契約24に基づくX24に対する債権と、X24のY1銀行に対する上記普通預金債権とを対当額（8362円）で相殺するとの意思表示をした（以下、「Y1相殺24」という）。

本件各消費貸借契約および本件各Y1連帯保証契約についての、平成25年1月10日までの弁済の状況は、各「既払金」欄および「代位弁済額」欄記載のとおりであり、X主債務者らが、本件各消費貸借契約について、Y1銀行に対し、各X主張の抗弁書到達日以前に支払った金員は、それぞれ「既払金」欄の「抗弁書到達後」欄の「主債務者支払額」欄記載のとおりで、X保証人らが、本件各Y1連帯保証契約について、Y1銀行に対し支払った金員（Y1相殺31の相殺分を含む）は、「既払金」欄の「抗弁書到達後」欄の「保証人支払額」欄記載のとおり（支払は、いずれも各X主張の抗弁書到達日より後）である。

Y1銀行の本件各消費貸借契約に基づく債権およびこれに相当する本件各Y1連帯保証契約に基づく債権について、XらまたはY保証会社らから支払われた金員（訴外会社または亡P3が出捐した分を含む）を控除した平成25年1月10日現在の残元金は、各未払金欄記載のとおりである。

争点は、

(1) X1ないし9, 11ないし13, 16, 17, 19, 23ないし25および32（以下、「購入Xら」という）

およびX14とY1銀行との間の本件消費貸借契約(ローン契約)についての錯誤無効の主張、
 (2) 本件各消費貸借契約についてY1銀行の付随義務の債務不履行があったか、
 (3) Y1銀行および訴外会社のX主債務者らに対する共同不法行為、
 (4) 本件各消費貸借契約に改正前割賦販売法30条の4第1項による「抗弁の対抗」の適用があるか、
 (5) X10, 15, 20, 21および22(以下、「名義貸Xら」という), X14, 18および26(以下、「借換Xら」という)並びにX6が改正前割賦販売法30条の4第1項による「抗弁の対抗」を主張することが信義則に反するか、である。

【判旨】 一部認容, 一部棄却

本件消費貸借契約を含む本件ローンの手続等について、事前審査の手続きは、「Y1銀行は、自動車購入を検討している者から、本件ローンの事前審査の申込みを受けると、これを保証会社に連絡し、保証会社は、申込者が希望する融資額・返済方法による融資について保証が可能かどうかを判断して、これをY1銀行に連絡し、Y1銀行は、これを申込者に連絡する。この事前審査の申込みは、ファックスやインターネットによることも可能で、事前審査結果の申込者に対する連絡も、販売店を通じて行うことが可能とされていた。また、事前審査は、上記のとおり、保証会社が行い、Y1銀行の裁量で事前審査を緩やかにすることはできなかった。〔改行〕本件各消費貸借契約の事前審査については、亡P3が、Y1銀行からあらかじめ交付されていたパンフレット及び事前審査申込書の用紙を使用して、X主債務者らに作成させ、あるいは自ら作成し、必要書類をファックス送信するなどして本件支店に提出し、事前審査の結果も、亡P3を通じてX主債務者らに伝えられ、本件各消費貸借契約の事前審査手続きについて、本件担当者が、申込者であるX主債

務者らと直接接触することはなく、申込から審査結果連絡までの全てを、亡P3を通じて行っていた」。消費貸借契約締結の手続きについては、「本件ローンについて、事前審査が通った場合、消費貸借契約締結の手続として、借主は、Y1銀行との消費貸借契約関係の書類及び保証会社との保証委託契約関係の書類を作成することとなるが、これらの書類作成については、借主自身が主要な部分を担当行員の面前で自書する扱いであった。〔改行〕本件各消費貸借契約について、訴外会社の事務所でこれらの契約書類が作成されたことはなく、消費貸借契約7Aを除き、契約書類作成時に亡P3が立ち会ったことはなかったが、銀行窓口の営業時間外に、貸主〔借主か? (筆者注)〕が本件支店に行って契約書類を作成することも多く、本件担当者が借主の自宅や職場へ出向き、そこで契約関係の書類が作成されることもあった。〔改行〕本件ローンについて、消費貸借契約の締結には、販売業者への自動車の注文書が必要であったが、X主債務者らのうち、契約手続の際、訴外会社への注文書を持参しなかった者については、亡P3が、契約手続の前後に、Y1銀行に直接対象自動車の注文書を提出していた」。融資の実行日については、「本件ローンでは、原則として消費貸借契約の申込日(書類作成日)から2日後に融資を実行することとされていた。〔改行〕しかし、本件各消費貸借契約については、営業時間内に来店した場合には当日昼に、営業時間外に手続をした場合には翌日に、融資が実行されることが多かった」。送金先の指定について、「本件ローンでは、自動車購入目的の場合、借主は、融資金を販売店の預金口座に送金することを、あらかじめ承諾しなければならず、X主債務者らは、本件各消費貸借契約の申込み(書類作成)の際、本件担当者らの指示により、訴外会社の銀行口座を記載したり、訴外会社宛の振込依頼書を作成したりした。また、振込承諾書

兼保証料振込承諾書欄に同意の署名捺印がある場合は、Y1銀行の側で代筆することが可能とされ、このような処理がされた者があった。〔改行〕Y1銀行の訴外会社を販売店とする本件ローンの契約件数は、平成19年2月までは毎月1件程度で、多くても毎月2件くらいであったが、平成19年3月に5件、同年6月からは1ヶ月に3ないし6件となり、平成20年5月には11件となっており、その後平成20年末までの間、少ない月でも6件、多い月では11件となり、平成21年1月には3件、同年2月には4件、同年3月には6件となっていた。この当時、訴外会社を販売店とする本件ローンは、本件支店において契約した無担保ローンの7割を占めており、本件担当者らもこれを認識していた〕。

Xらに対する亡P3の欺罔およびXらとY1銀行との関係について、「訴外会社は、平成19年ころから資金繰りが苦しくなり、しかも、これが次第に悪化してきて、購入Xらに対象自動車を引き渡したり、対象自動車の登記名義を変更したりできる見込みも、名義貸Xら及び借換Xらの債務を処理できる見込みもなかったこと、亡P3は、このような訴外会社の状況を十分に認識していたこと、訴外会社は、不正な取引を行ってもなお、いわゆる自転車操業状態で、そのために、亡P3は、本件消費貸借契約の締結を急がせたり、融資の実行日をできるだけ早く指定したりさせていたことが認められる」。X3は、消費貸借契約3の契約手続が、本件支店の営業時間外に行われた旨、主張するが、これを否定する証言があり、「窓口営業時間外に手続が行われた場合には、即日融資を実行することはできないところ、消費貸借契約3については契約手続が行われた日に即日融資が実行されており、上記主張を認めることはできない」。X14は、消費貸借契約14締結の際、本件支店の窓口で、妻のP7がP5から固定電話を借りて、P5のすぐ横で、亡P3に電話をして、日

立キャピタルに対するローンの返済について尋ねていて、P5はこれを聴いていたので、消費貸借契約14が借換えのための契約であることを知っていた旨主張するが、「これによって直ちにP5が上記電話の内容を把握していたと認められるものではなく、P5は、記憶がない旨証言しており、P5が消費貸借契約14が借換えのための契約であることを知っていたと認めることはできない」。また、X15は、消費貸借契約15の契約書と売買契約15の注文書の印影が銀行届出印の印影と異なっていたため、このままでは手続を進めることができず、P7が銀行届出印を本件支店に持参して書類に押印した旨主張するが、「消費貸借契約15の契約書と売買契約15の注文書の印影が銀行届出印の印影と異なっており、そのままでは手続を進めることができなかったことが認められる。ただし、その後、銀行届出印を本件支店に持参したのがP7であったか否かは明らかでなく、これを認めることができない」とされた。X24は、契約書の記載欄の一部については自書しておらず、予め記入されていた旨主張し、本人尋問においても同趣旨の供述をしているが、「P4は、これを否定する証言をしており、直ちにX24の上記主張を認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない」。

Y1銀行への抗弁書の到達日は、「X13（平成21年5月1日と認められる。）、X32（平成21年5月27日と認められる。）及びX27（抗弁書到達についての主張がない。）を除き、争いがあるものについても、いずれもXらの主張のとおりであることが認められる」として、裁判所は各争点について次のような判断を下した。

まず、購入Xら、X14およびX保証人らによる本件消費貸借契約の錯誤無効について、「本件消費貸借契約は、本件ローンによるもので、いわゆる目的ローンであり、資金使途が、本件マイカーローンでは、自動車の購入

等に限定され、本件エコカーローンでは、さらに、低公害車（新車に限る。）の購入に限定されていたものである。〔改行〕しかし、資金用途である自動車の購入についての売買契約と、その資金を融資する消費貸借契約とは、あくまで別個の契約である。そして、本件ローンは、目的ローンであるが、本件各購入X消費貸借契約について、訴外会社からの自動車の購入について、売主が債務を履行する意思があることや債務を履行する能力があることは、当該売買契約の要素であったとしても、消費貸借契約の契約内容ではないし、消費貸借契約の当事者である借主の資金の用途自体でもなく、消費貸借契約の当事者である借主を当事者とする別の契約の相手方の問題であって、これらの契約が資金用途という点で関連するものではあっても、消費貸借契約の貸主と売買契約の売主とは直接の関係はないのであるから、消費貸借契約との関係では要素とはいえないものである。〔改行〕したがって、購入Xら及びX保証人らの錯誤無効の主張は理由がない。なお、消費貸借契約の貸主と売買契約の売主との特別な関係等は、後記の抗弁の対抗との関係で検討されるべきものである。〔改行〕また、X14は、消費貸借契約14について、P8が日立キャピタルに対して負っていた日立残債務を訴外会社が一括処理することが動機であり、これが表示されていた旨主張する。〔改行〕本件ローンは、目的ローンであり、消費貸借契約による融資金の用途が限定され、契約書にも融資金の用途が記載され、借換目的の場合には、旧債務の債権者の預金口座に送金されるものであって、借主が資金用途を偽った場合には、貸主に対する詐欺となる可能性もあるものであり、融資金の用途は、消費貸借契約の要素というべきである。〔改行〕…X14は、P8の日立残債務の借換えが目的であったのに、そのための手続であると誤解して、自動車14の購入を目的とする消費貸借契約14を締結した

ことが認められる。しかし、X14は、自動車14の購入を目的とする契約を締結し、融資金が訴外会社の預金口座に送金されることを認識していたものと認められ、この点において錯誤はない。そして、X14に錯誤があったのは、亡P3が、訴外会社の預金口座に送金された融資金で、日立残債務の弁済をする意思があったか否かについてであり、結局は、…購入Xらと同様に、資金用途である自動車の購入についての売買契約の売主の意思について誤解があったにすぎないもので、要素の錯誤があったということではできない。X14は、P8が日立キャピタルに負っていた日立残債務を訴外会社が一括処理することが動機として表示されていた旨主張するが、X14は、契約書に自動車14の購入が目的である旨の記載をしているのであって、X14の上記主張を認めるに足りる証拠はない。また、…P7は、本件支店において、P5から固定電話を借りて亡P3と日立キャピタルに対するローンの返済について話をしていたことが認められるが、P5がその内容を認識していたと認めることはできないものである」として、Xらの主張、すなわち、本件消費貸借契約の錯誤による無効を認めなかった。

次いで、消費貸借契約の債務不履行解除について、Xらは、Y1銀行には、X主債務者らと本件各消費貸借契約を締結するに当たり、契約当事者として相手方であるX主債務者らに不測の損害を与えないようにしなければならない付随義務を負っており、その点について債務不履行があったから、本件各消費貸借契約を解除したと主張する。この点について、「Xらの主張する上記付随義務は、仮にそのような義務があったとしても、Y1銀行は、本件各消費貸借契約の貸金を約定どおり入金済みであり、その後でXらの主張する付随義務を履行するということは考えられないから、既に履行不能となっていたものといえる。〔改行〕そうすると、Y1銀行は、本件各

消費貸借契約の貸金を約定どおり交付済みであり、仮にXらが主張するような付随義務があつて、これが履行不能となったとしても、契約の本質的でない一部の履行不能というべきものであるから、その性質上、本件各消費貸借契約を解除することはできないといわざるを得ない」として、Xらの債務不履行解除の主張を認めなかった。

さらに、Xらは、本件各消費貸借契約について、Y1の本件担当者らの行為は、訴外会社との共同不法行為に該当する旨、主張する。裁判所は、「Y1銀行は、亡P3から本件ローンの借主の紹介を受けていたこと、訴外会社を販売店とする本件ローンの契約件数が急激に増加し、本件支店における無担保ローンの約7割を占めるまでに至っていたこと、本件担当者らも、これを認識していたことが認められ、Xらの多くが、本件支店の窓口営業時間外又は本件支店の店舗外で本件消費貸借契約又は本件連帯保証契約の手続をしていること、事前審査書類を自書していなかったり、注文書を持参しなかったりした者もあったことなど、…個別的な事情も認められる。〔改行〕しかし、Y1銀行や本件担当者らが、訴外会社が行う本件売買契約等の自動車の販売に関与するなどした事実は認められないし、Y1銀行や本件担当者らが、訴外会社の財務内容を知っていたことを認めるに足る証拠はないのであり、上記各事実があつたからといって、訴外会社が行う売買契約についての履行の可能性を調査すべき義務等が生じていたとは認められない。その他、Xらの主張する事情等を勘案しても、Y1銀行や本件担当者らにXらの主張する義務があつたとはいうことはできない」として、Xらの共同不法行為責任の追及を認めなかった。

最後に、割賦販売法の適用について、「割賦販売法2条3項二号によれば、割賦購入あっせんとは、証票等を利用することなく、特定の販売業者が行う購入者への指定商品若しく

は指定権利の販売又は特定の役務提供事業者が行う役務の提供を受ける者への指定役務の提供を条件として、当該指定商品若しくは当該指定権利の代金又は当該指定役務の代価の全部又は一部に相当する金額を当該販売業者又は当該役務提供事業者に交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）し、当該購入者又は当該指定役務の提供を受ける者から2月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して当該金額を受領することをいう。〔改行〕本件ローンは、自動車購入目的の場合、融資金が一旦は借主の預金口座に振り込まれるものの、借主がこれを自由に使用することはできず、ローン契約において予定されている販売業者（売買代金について）及び保証会社（保証料について）以外の者に融資金が交付されることがない仕組みとなっており、ローン契約（消費貸借契約）の成立時に、融資金の用途が限定され、与信業者（Y1銀行）、購入者及び販売業者も具体的に特定されるものである。さらに、本件ローンでは、購入者が、保証会社に保証委託をすることを要求しており、ローン契約の成立時に、保証会社も具体的に特定されるものである。そして、事前審査の手續として、与信業者（Y1銀行）は、事前審査申込書を保証会社に送信し、保証会社は、事前審査申込書に基づき、購入者の信用状況を調査し、契約できるか否か、保証人による保証を要求するか否かを判断して、与信業者（Y1銀行）に連絡することとされていた。〔改行〕また、本件ローンでは、事前審査申込書が与信業者（Y1銀行）に提出される時点において、必要書類として購入見積書等の提出を要求するなど、既に、販売業者も具体的に特定されるものである。そうすると、本件ローンの取扱いとして、販売業者については実在性のみの調査を行い、信用状況等の調査は行われていなかったことが認められるものの、与

信業者（Y1銀行）及び保証会社は、本件ローンの契約（消費貸借契約）締結前に、販売業者について、信用状況等を調査することも、不可能ではなかったものと認められる。〔改行〕そして、本件では、与信業者（Y1銀行）は、本件ローンのパンフレット及び事前審査申込書を、販売業者である訴外会社に、あらかじめ交付していた（事前預託があった。）。ところで、与信業者（Y1銀行）は、本件ローンのパンフレット及び事前審査申込書を交付する前に、これを交付するか否かを判断するために、販売業者について、信用状況等を調査することが可能である。また、この段階で販売業者の信用状況を調査しておけば、時期が近接していれば、購入者から事前審査申込書が提出された後に販売業者の信用状況等を調査する必要がないし、時期が近接していない場合でも、販売業者の信用状況等の調査は容易であるから、与信業者（Y1銀行）に、販売業者の信用状況等を調査することを要求しても、円滑な契約締結の妨げとなることはない。〔改行〕他方、購入者の側からすれば、金融機関のローン契約のパンフレット及び事前審査申込書が与信業者から販売業者に、あらかじめ交付されている場合には、与信業者を販売業者から紹介されるという点において、与信業者が信販会社である場合と差異はない。〔改行〕また、いわゆる保証委託型クレジットと対比すると、保証委託型クレジットでは、金融機関からの貸付金の交付及び販売業者への売買代金の支払が信販会社を通じて行われ、金融機関への貸付金の返済も信販会社を通じて行われるのに対し、本件ローンでは、貸付金の交付及び売買代金の支払が購入者の預金口座を通じて行われ、貸付金の返済も購入者から直接金融機関（Y1銀行）に対して行われるものであるが、その他の点では、両者とも、購入者、販売業者及び金融機関のほか、信販会社が関与し、購入者と販売業者との間で売買契約、購入者と金融機関と

の間で消費貸借契約、購入者と信販会社との間で保証委託契約が締結されるもので、大差のないものである（なお、割賦販売法2条3項2号によれば、代金に相当する金額の販売業者への交付については、『販売業者以外の者』を通じた販売業者への交付を含むものであり、上記『販売業者以外の者』は、信販会社等である必要はなく、購入者自身であっても差し支えないものというべきである。）〔改行〕そして、仮に、本件ローンについて、購入者からの抗弁の対抗を受けないとすると、与信業者（Y1銀行）及び保証会社は、本件ローンのパンフレット及び事前審査申込書を販売業者に交付して、契約希望者の紹介を依頼し、これに基づき、販売業者から与信を希望する購入者の紹介を受けるといふ利益を受けながら、販売業者に関するリスクを免れることになるのであって、購入者との関係ではなはだ不公平な事態となる。なお、本件ローンのパンフレット及び事前審査申込書は、販売業者以外のY1銀行の取引先等に交付して備え置くなどしてもらうことも考えられるものであり、このような扱いが一般的に行われていたとしても、販売業者に交付される場合とは、実質的な趣旨が異なっているものと評価される。〔改行〕以上によれば、本件ローンについて、Y1銀行がパンフレット及び事前審査申込書を事前に交付している販売業者から、与信を希望する購入者を紹介された場合には、与信業者（Y1銀行）及び保証会社は、顧客を紹介されるという利益を受けているのであり、契約締結前に販売業者の信用状況等を調査することについても、実際には行っていなかったとしても、パンフレット及び事前審査申込書を交付する時点や事前審査の時点でこれを行うことが可能だったのであるから、購入者から抗弁の対抗を受けることも不相当とはいえないのである。本件においては、本件ローンのパンフレット及び事前審査申込書が、与信業者（Y1銀行）から、あ

らかじめ販売業者（訴外会社）に交付されていた（事前預託があった）のであり、これに基づいて販売業者（訴外会社）から与信希望者を紹介されていたのであるから、販売業者（訴外会社）と与信業者（Y1銀行）との密接な関係が継続的に存在したのであって、訴外会社は、『特定の販売業者』に該当するといえることができ、訴外会社から紹介を受けた本件ローンは、『割賦購入あっせん』に該当するといえるべきである。〔改行〕さらに、…本件では、事前審査申込書の作成に販売業者（訴外会社）が関与し、事前審査申込書は、販売業者（訴外会社）から与信業者（Y1銀行）に提出され、購入者への与信審査結果の連絡も販売業者（訴外会社）を通じて行われていたこと、契約手続を行う日時、場所等は、営業時間外や借主の自宅や職場で行うものも含め、亡P3から本件担当者らに伝えられ、本件担当者らは、これに従って本件各消費貸借契約締結の手続を行っていること、契約に必要とされる注文書の提出が、亡P3によって追完されることもあったこと、契約件数も長期にわたり非常に多かったことからすると、消費貸借契約締結に至るまでに要する労力の相当部分を訴外会社ないし亡P3が引き受けていたもので、販売業者（訴外会社）と与信業者（Y1銀行）との関係は、より密接かつ継続的なものであったといえることができ、自動車の販売契約（本件売買契約）とその購入資金の消費貸借契約（本件消費貸借契約）との関係も極めて密接なものであったといえるのであって、このような事実関係の下では、Y1銀行は、購入者から割賦販売法30条の4第1項所定の抗弁の対抗を受けることを免れることはできないものといえるべきである。〔改行〕そして、本件ローンでは、Y保証会社らは、本件消費貸借契約について、与信業者（Y1銀行）から購入者の信用調査を任せられ、Y保証会社らの信用調査で与信が可とされた場合に、与信業者（Y1銀行）は

本件消費貸借契約を締結し、Y保証会社らは本件保証委託契約を締結することとされ、本件保証委託契約締結の手続（契約書の作成手続）については、与信業者（Y1銀行）が行っていたものである。〔改行〕そうすると、Y保証会社らは、与信業者（Y1銀行）と役割分担して相互に補完し合う一体の地位にいたのであって、与信業者（Y1銀行）とともに、購入者から割賦販売法30条の4第1項所定の抗弁の対抗を受けるものといえるべきである」とされて、本件取引が、改正前割賦販売法2条3項二号の「割賦購入あっせん」にあたり、改正前割賦販売法30条の4第1項の抗弁の対抗が認められた。

訴外会社に対する抗弁について、「訴外会社は、自動車の売買契約を締結しても、その売主として対象自動車を仕入れて買主に引渡し、移転登録する債務を履行できる経営状況にはなかったのに、亡P3は、このような訴外会社の経営状況を知らない購入Xらに対し、これを秘して、本件売買契約を締結させていったものであり、購入Xらは、上記のような訴外会社の経営状況を知っていれば、いずれも売買契約を締結することはなかったものと認められ、購入Xらの本件売買契約は、いずれも売買契約を締結することはなかったものと認められ、購入Xらの本件売買契約について、いずれも要素の錯誤があったといえるべきである。〔改行〕本件ローンは、借換えを行うのであれば、訴外会社との売買契約を締結するのではなく、融資金も訴外会社ではなく、元の貸主に振り込まれることとなるのに、…亡P3は、借換えXらに対し、訴外会社がY1銀行からの融資金を取得する目的で、借換えるために訴外会社との売買契約が書類上必要であるかのように欺き、これを誤信した借換えXらに、本件売買契約を締結させていったもので、借換えXらは、上記のような事情を知っていれば、本件売買契約を締結することはなかったものと認められ、借換えXらの

本件売買契約は、いずれも訴外会社の詐欺によって締結させたものであるし、借換Xらには、本件売買契約について、いずれも要素の錯誤があったというべきである。〔改行〕なお、購入Xら及び借換Xらは、訴外会社に対し、詐欺による取消しの意思表示をした旨主張するが、意思表示をした日も特定されておらず、これを認めるに足りる証拠はない。〔改行〕…名義貸Xらと訴外会社との本件売買契約は、通謀虚偽表示によるものであったと認められる。〔改行〕。亡P3がX主債務者らに約束した内容について、少なくとも亡P3の死亡時には、訴外会社がこれを履行することは不能となったものと認められる。〔改行〕しかし、Xらは、訴外会社に対し、解除の意思表示をした旨主張するが、意思表示をした日も特定されておらず、これを認めるに足りる証拠はない。ただし、X2及びX6については、…亡P3の死亡前に、訴外会社の履行遅滞を理由に、それぞれ売買契約2及び6を解除したことが認められる。〔改行〕購入Xら(ただし、X8を除く)は、訴外会社に対し、それぞれ本件売買契約(ただし、X7は、売買契約7Bについて)の代金支払について、対象自動車の引渡し及び名義変更手続との同時履行の抗弁権を有しており、X8は、訴外会社に対し、売買契約8の代金支払について、対象自動車の名義変更手続との同時履行の抗弁権を有しており、いずれもこれを主張している。〔改行〕X27は、…訴外会社に対し、X27自ら旧債務の支払をした96万4926円について、債務不履行による損害賠償請求を有していることが認められる。〕

Yらは、名義貸Xら、借換Xら及び売買契約6を仮装したX6が、割賦販売法30条の4第1項により抗弁を対抗することは、信義則に反する旨主張する。この点について、「X6について、P5は、亡P3死亡後、X6が本件支店に来店し、売買契約6が仮装されたものであることを述べていた旨証言する。しかし、X6

はこれを否定する供述をしており、上記P5の証言を直ちに採用することはできず、他に売買契約6が通謀虚偽表示であったことを認めるに足りる証拠はない。〔改行〕名義貸Xらについては、いずれも訴外会社と売買契約等の取引を行う目的も、旧債務の借換えをする目的もなく、Y1銀行からの融資金を必要とする事情はなかったもので、亡P3とともにこれを仮装するものであることを認識しながら本件売買契約及び本件消費貸借契約を締結したのであるから、名義貸しXらが認識していた事実のとおりであったとしても、Y1銀行に対する詐欺行為となるものであって、このような仮装行為が、亡P3が主導したもので、名義貸しXらはそれに協力しただけで、名義貸しXらが、これによって自ら利益を得ていたり、自ら利益を得る目的があったりはせず、名義貸しXらに違法性の意識がなかったとしても、信義則上、売買契約が通謀虚偽表示であったこと、債務の弁済の約束など一部訴外会社に騙された部分があったことなどを、割賦販売法30条の4第1項により対抗することは許されないというべきである。〔改行〕これに対して、借換Xらについては、本件ローンでは、自動車の購入のほか旧債務の借換えも可能とされており、借換Xらは、借換目的で本件ローンを締結することもできたのであって、借換Xらが、融資金の用途を自動車購入として本件消費貸借契約を締結したのは、亡P3の欺罔によるもので、これが正されなかったことについては、本件当事者らが、亡P3の紹介する内容に疑いをもたず、確認が不十分であったことが大きく影響しているものと認められ、借換Xらが錯誤無効等を抗弁として対抗することが信義則に反するということはできない。〔改行〕以上によれば、X6及び借換Xらは、それぞれ債務を負担するYらに対し、錯誤による無効等を対抗することができるが、名義貸しXらは、通謀虚偽表示による無効を対抗することはできないと

いべきである」と判示された。

結論として、「本件消費貸借契約についての、購入Xら及びX14の、錯誤無効の主張、Xらの、Y1銀行の債務不履行及び共同不法行為の主張はいずれも理由がないが、Xらの、割賦販売法30条の4第1項の適用の主張の理由がある。〔改行〕また、Yらの、名義貸しXら、借換Xら及びX6による割賦販売法30条の4第1項所定の抗弁の対抗の信義則違反の主張は、名義貸しXらについては理由があり、借換Xら及びX6については理由がない。〔改行〕したがって、購入Xら、借換えXら及びX保証人らは、本件売買契約の錯誤による無効、X2及びX6は、本件売買契約の解除、購入Xら（ただし、X8を除く）は、本件売買契約（ただし、X7は、売買契約7Bについて）の対象自動車の引渡し及び名義変更手続との同時履行の抗弁権、X8は、自動車8の名義変更手続との同時履行の抗弁権を、それぞれ関係するYらに対抗することができるが、名義貸しXらは、通謀虚偽表示による無効を、いずれも関係するYらに対抗することができない（A事件、F事件及びG事件）。〔改行〕そうすると、本件消費貸借契約についての、抗弁書到達後のY1銀行への支払は、いずれも法律上の原因のないものであり、Y1銀行は、これらを不当利得としてそれぞれ返還する義務があり、抗弁書到達後にY1銀行が行ったY1相殺24及び31は、いずれも無効であり、X24及び31は、Y1銀行に対する各預金返還請求権を失わず、これらを有している（A事件、F事件及びG事件）。〔改行〕また、X27は、訴外会社に対する96万4926円の債務不履行による損害賠償請求権を、Y1銀行及びY4に対抗することができる（A事件）。〔改行〕そして、Y2の請求については、名義貸を行ったX20及び21については、割賦販売法30条の4第1項による抗弁の対抗が認められず、いずれも理由があるが、X25及び26については、割賦販売法30条の4第1項による抗弁の対抗が…認め

られ、いずれも理由がない」とされた。

【解説】

本件ローンは、Y1銀行による、融資金の用途（自動車の購入・買換）が限定されたローンである。本件ローンのパンフレットおよび事前審査申込書は、Y1銀行から訴外会社である自動車販売業者にあらかじめ交付されていた（事前預託）。X主債務者ら、または訴外会社の代表である亡P3が、事前審査書を作成し、それをY1銀行の本件支店に提出して、保証会社の事前審査に付された。事前審査の通過後（事前審査の結果も、亡P3を通じてX主債務者らに伝えられ、Y1銀行の本件担当者が事前審査手続に関わることはなかった）、Y1銀行との消費貸借契約、およびY保証会社らとの保証委託契約の締結手続きは、借主自身が、自動車の注文書を持参して、担当行員の面前で自書する扱いとなっていた。本件各消費貸借契約締結手続は、Y1銀行の窓口営業時間外に行われることが多く、本件消費貸借契約締結の際には、販売業者への自動車の注文書が必要だったが、亡P3が契約手続の前後にY1銀行に注文書を提出することもあった。本件ローンでは、借主は融資金を販売店の預金口座に送金することを、あらかじめ承諾しなければならず（使途限定ローン）、X主債務者らは、契約手続の際、本件担当者らの指示により、振込依頼書を作成した。融資の実行日については、契約の申込日から2日後に融資を実行することとされていたが、それ以前に融資が実行されることが多かった。訴外会社は、平成19年頃から資金繰りが苦しくなり、購入Xらに自動車を引き渡したり、名義変更をしたり、名義貸Xらおよび借換Xらの債務を処理する見込みがなくなり、Xらは、主位的に、Yらを相手どって、抗弁書到達後の既払金の返還や債務不存在の確認などを求め、予備的に、訴外会社に対して生じた抗弁の対抗による未払金支

払の拒絶と、抗弁書到達後の既払金の返還を求めた。争点は、(1) XらY1銀行との間の本件各消費貸借契約についての錯誤による無効、(2) 本件各消費貸借契約についてY1銀行の付随義務の債務不履行責任、(3) Y1銀行および訴外会社のX主債務者らに対する共同不法行為責任、(4) 本件各消費貸借契約に改正前割賦販売法30条の4第1項による「抗弁の対抗」の適用があるか、などである。

購入Xらは、本件各消費貸借契約の錯誤による無効を主張した(争点(1))が、①そもそも自動車の購入のための売買契約と、その資金の融資をする消費貸借契約は別個の契約であり、資金使途の契約である売買契約の売主の債務履行の意思や能力は、消費貸借契約の契約内容ではない、②消費貸借契約について、訴外会社からの自動車の購入という購入Xらの目的(資金使途)自体には錯誤はない、とされて、錯誤による無効の主張は認められなかった。

また、Xらは、Y1銀行が、消費貸借契約を締結するにあたって、Xらに不測の損害を与えないようにしなければならない付随義務を負っており、その点について債務不履行があり、消費貸借契約を解除すると主張した(争点(2))が、Y1銀行は貸金を約定どおり交付しており、たとえそのような義務があったとしても、その履行不能は、契約の本質的な要素ではないので、消費貸借契約を解除できない、とした。

また、Xらは、訴外会社とY1とが共同不法行為を負うべきであると主張する(争点(3))が、個別事情からみても、Y1が訴外会社の自動車の売買に関与したなどの事実は認められないし、そもそもY1銀行に、訴外会社の売買契約の履行の可能性を調査する義務が生じることはない、として共同不法行為の成立を認めなかった。

本件ローン取引に対しての割賦販売法の適用について(争点(4))、本件ローン取引では、

融資金の使途が限定され、与信業者、保証会社、購入者および販売業者(訴外会社)も具体的に特定され、本件ローンのパンフレットおよび事前審査申込書が訴外会社のもとに、あらかじめ交付されており、事前審査申込書は、訴外会社から与信業者に提出され、その結果も訴外会社を通じて行われ、また、消費貸借契約の契約手続の日時と場所も、訴外会社(亡P3)を通じてやりとりされていたことから、訴外会社と与信業者との関係、したがって、自動車の売買契約と購入資金の消費貸借契約が密接な関係にあったので、本件取引は、改正前割賦販売法2条3項2号の「割賦購入あっせん」に当たる、とされた。そうして、訴外会社との自動車の売買契約について、要素の錯誤による無効、履行遅滞を理由とした合意解除、自動車の引渡しおよび名義変更手続との同時履行の抗弁権が認められたXらは、それらの抗弁を、改正前割賦販売法30条の4第1項により、与信業者および保証会社に対抗することができる、と容認された。Yらは、販売業者から、与信を希望する購入者を紹介されるという利益を受けているので、販売業者の信用状況などを調査することができるから、とされた。

2. 割賦販売法の改正⁵

本件に適用される割賦販売法とは、商品の売買契約や役務の提供契約(以下、売買(販売)契約など、という)の存在を前提として、それと一体となって、与信業者(あっせん業者)⁶が、そのための代金や代価の全部または一部について信用を与えるのを規制することを目的とする。この取引形態は、従来、悪質な販売業者や役務提供事業者(以下、販売業者など、という)によって濫用されることが多く、購入者または役務の提供を受ける者(以下、購入者など、とする)が多大な被害・損害を被ってきた。社会的に問題が発生

するたびに、法改正が行われてきた（昭和43年（1968年）、昭和47年（1972年）、昭和59年（1984年）、平成11年（1999年）、平成20年（2008年、後述）⁷。法改正のなかでも、昭和59年の「抗弁の対抗（抗弁の接続、支払停止の抗弁）」規定の新設（改正前割賦販売法30条の4）は、購入者などにとって大きな意義をもった。規定の新設前は、売買契約などを締結したが、商品が引き渡されなかったり（あるいは、不完全な状態で引き渡されたり）、役務が提供されなかったり（あるいは、不完全な状態で提供されたり）して、売買契約などが有効に成立しなかった場合でも、売買契約と与信契約とは別個の契約であるため、購入者などは、売買契約などに関わる抗弁を与信業者に対抗できず（抗弁の切断）、代金・代価（貸付金）を返済し続けなければならなかった。「抗弁の対抗」規定の新設により、購入者などは、売買契約などの抗弁を与信業者に対抗することが可能となり、以降の支払いを拒否することができるようになった⁸。しかし、この規定は、特定の商品または役務に限定されるものであり、そもそも、規定の文言が明確でなかったため、多くの問題が提起されることになった⁹。また、この規定は、あくまで抗弁なので、未払金の支払いを拒絶できるだけであり、購入者などの損害・被害を十分に補償するものではなかった¹⁰（既払金の返還請求は認められなかった）。法改正による規制もイタチごっこの感を免れないのだが、平成20年に、特定取引法とともに割賦販売法の改正が行われた¹¹（平成20年の法改正前を、改正前割賦販売法と記す）。改正の具体的な内容は、次のように整理される¹²。

- ①規制の抜け穴の解消
- ②個別信用購入あっせんに関する措置
- ③信用購入あっせん（包括信用購入あっせん、および個別信用購入あっせん）における過剰与信防止関連の措置
- ④クレジットカード番号等の保護

⑤そのほか（認定割賦販売協会などの設立）

規制の抜け穴の解消として、従来、割賦販売法においては、指定商品・指定役務制が採用されていたが、指定の抜け穴を利用する悪質業者が多発したことから、指定商品・指定役務制を廃止して、原則、適用方式に改めた。また、従来、割賦取引は2月以上かつ3回以上の分割払のケースに限定されていたが、被害実態では、これを潜脱する取引による被害も多かったので、分割払の要件を外して、2月以上の与信であれば一括払いも含めて規制の対象とすることにして、「割賦購入あっせん」の用語を「信用購入あっせん」に改めた。「信用購入あっせん」は、クレジットカード取引にあたる「包括信用購入あっせん」と、個別クレジット取引である「個別信用購入あっせん」¹³に分類された（個品方式のローン提携販売については、「個別信用購入あっせん」の定義に含めることになった）。

ここでは、本判決に関わる「個別信用購入あっせん」について主要な改正点を挙げる（クレジット取引に関する苦情相談の大半が「個別信用購入あっせん」に関わるものであり、消費者トラブルが多い取引形態となっている）。

(i) 個別支払可能見込額の調査および過剰与信防止義務（割賦販売法35条の3の3、35条の3の4）

個別信用購入あっせん業者（与信業者）は、与信契約を締結する際に、購入者などの支払可能と見込まれる額（個別支払可能見込額、すなわち、購入者などが自己の居住用住宅や資産を譲渡したり、担保に入れることなく、かつ、生活維持費を使用することなく、支払に充てることができる見込まれる年間当たりの額）を調査しなければならない（調査義務）。その個別支払可能見込額を超える額を購入者などが支払わなければならない場合、その与信契約の締結は禁止される。

(ii) 適正与信の調査義務および不適正与信

の禁止（割賦販売法35条の3の5, 35条の3の7）

個別信用購入あっせん業者は、特定商取引法が定める訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売個人契約、特定継続的役務提供契約および業務提供誘引販売個人契約の5種類の契約について、販売業者などが販売契約などの勧誘をする際に、不実のことを告げる行為や重要事実を告げない行為、威迫行為などの不当勧誘行為を行っていないかどうかを調査しなければならない（加盟店調査義務¹⁴）。調査の結果、販売業者などに、不実のことを告げる行為などがあつたと認められるときには、その勧誘の相手方と当該販売契約などに関連する与信契約を締結してはならない。さらに、個別信用購入あっせん業者は、購入者などから苦情が寄せられたときには、苦情の適切かつ迅速な処理のために加盟店などの調査義務を負う（割賦販売法35条の3の20）。これに違反した場合には行政処分の対象となる（割賦販売法35条の3の21）。悪質な加盟店（販売業者など）を排除するために、販売方法などの調査義務および不適正与信の禁止を法律上の義務として規定したのである。

(iii) 書面交付義務の強化（割賦販売法35条の3の8, 35条の3の9）

販売業者などが契約締結時に交付しなければならない書面の記載事項が拡充され、個別信用購入あっせん業者も与信契約の申込みを受けたときには、当該契約に関わる書面を申込者（購入者など）に交付しなければならない（書面交付義務）。後者は、次の与信契約のクーリング・オフ期間の起算点を確定する機能をもつ。

(iv) 与信契約のクーリング・オフ（割賦販売法35条の3の10, 35条の3の11）

購入者などは、特定商取引法が定める5種類の契約について、与信契約が締結されたときには、販売契約とともに与信契約についてもクーリング・オフを行使することができる。与信契約がクーリング・オフされると、販売

契約もクーリング・オフされることとし、個別信用購入あっせん業者が購入者などからクーリング・オフの通知を受け取ったときには、その旨を販売業者などに対して通知しなければならない。クーリング・オフされると、個別信用購入あっせん業者は、購入者などから支払われた金銭を購入者などに返還しなければならない（既払金の返還責任）。

(v) 過量販売における与信契約の解除権（割賦販売法35条の3の12）

特定商取引法で、訪問販売契約において通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約（過量販売契約）の解除権が導入された（特定商取引法9条の2）のに応じて、改正割賦販売法においても、過量販売契約に関わる与信契約の解除権が定められた。個別信用購入あっせん業者は、購入者などから支払われた金銭を購入者などに返還しなければならない（既払金の返還責任）。

(vi) 与信契約の取消権（割賦販売法35条の3の13～35条の3の16）¹⁵

未払金の支払いは、販売契約における抗弁を個別信用購入あっせん業者に対抗することにより拒否できるが（割賦販売法30条の4, 35条の3の19）、既払金の返還請求は、従来、販売契約と与信契約とが別個の契約であることから、たとえ販売契約に何らかの法的な問題があつたとしても、与信契約を取り消すことはできなかったので、別の法的構成をとることで（個別信用購入あっせん業者の不法行為責任を追及するなど）対処されてきた。改正割賦販売法では、このような場合に、個別信用購入あっせんの契約実態（販売契約と与信契約との密接な牽連関係）を考へて、購入者などの保護を図るために、訪問販売など5種類の契約に関して、与信契約の取消権が導入された^{16,17}。販売業者などが、販売契約または与信契約に関する重要事項に不実の告知などの不適正な勧誘行為を行った場合に、購入者などは与信契約を取り消すことができ

る、とした¹⁸。これにより、購入者などは、個別信用購入あっせん業者の過失を立証しなくても、既払金の返還を個別信用購入あっせん業者に請求することができる。販売業者などの倒産のリスクを、購入者ではなく、個別信用購入あっせん業者に負担させることが明確にされた。

本規定の理論構成は、消費者契約法5条の「媒介者の法理」を活用して、与信契約の取消しを認めるものである。消費者契約法5条は、事業者が消費者契約の締結の媒介を第三者（媒介者）に委託をした場合に、媒介者が消費者契約法4条の規定する不当勧誘行為を行ったときには、消費者は委託元の事業者に対して、消費貸借契約の取消しを主張することができる、という規定である。その趣旨は、消費者契約の締結を媒介者に委ねて法的効果や経済的利益を受けながら、媒介者の意思表示の瑕疵や、悪意や過失による行為の責任を負担しないのは、利益を受けながら不利な結果を負わないことになり、公平でない、という報償責任の考え方にある。個別信用購入あっせんにおいては、個別信用購入あっせん業者と販売業者などとの間に密接な提携関係が成立していることが多い、という経験則から、販売業者などが個別信用購入あっせん業者の「媒介者」に当たると解された。本規定の新設の際に、この「媒介者の法理」を採用することが提言された。本規定の性質については、消費者契約法の上記法理が適用されることが確認的に規定されたものである¹⁹と解するのが有力である。

(vii) 抗弁の対抗（抗弁の接続、支払停止の抗弁）（割賦販売法35条の3の19）

購入者などが販売業者などに対して販売契約などに関わる抗弁をもつ場合、購入者などは当該抗弁を個別信用購入あっせん業者に対しても主張して、金銭の支払請求を拒むことができる²⁰。

(viii) 登録制度の導入（割賦販売法35条の3の

23～35条の3の35）

個別信用購入あっせん業者として登録するにあたっては、法的義務の履行が可能な一定の財産的基礎などを有し、十分なコンプライアンス体制が整備されていることが要件とされた。

3. 本判決の検討

本件は、平成20年の割賦販売法改正前の事件である。本件に適用される個品「割賦購入あっせん」(改正前割賦販売法2条3項二号)は、改正により、「個別信用購入あっせん」(割賦販売法2条4項)となった。以下では、改正前の規定の文言に従って論じていくが、改正後の「個別信用購入あっせん」と比べて、その骨格に大きな変更点はない²¹。

(1) 「割賦購入あっせん（個別信用購入あっせん）」について

本件ローン取引が、改正前割賦販売法2条3項二号の定める「割賦購入あっせん」に当たるかについて、同法2条3項二号によれば、割賦購入あっせんとは「証票等を利用することなく、特定の販売業者が行う購入者への指定商品若しくは指定権利の販売又は特定の役務提供事業者が行う役務の提供を受ける者への指定役務の提供を条件として、当該指定商品若しくは当該指定権利の代金又は当該指定役務の代価の全部又は一部に相当する金額を当該販売業者又は当該役務提供事業者に交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）し、当該購入者又は当該指定役務の提供を受ける者から2月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して当該金額を受領すること」である。したがって、割賦購入あっせんと認められるためには、①証票等を利用することなく、②特定の販売業者から購入者への指定商品か指定権利の販

売, または, 特定の役務提供事業者から役務の提供を受ける者への指定役務の提供がなされ, ③指定商品か指定権利の代金, または指定役務の代価, これらの全てか一部が, 販売業者か役務提供事業者に交付され, ④購入者か指定役務の提供を受ける者から, 2月以上の期間にわたり, かつ, 3回以上に分割して当該金額を受領すること, が要件となる。

本件では, ①の要件は満たされる。

②の要件については, 販売業者などによる販売契約などと消費貸借契約との間に密接な牽連関係が存在する場合に認められる。密接な牽連関係とは, 販売契約などと消費貸借契約との手続的・内容的・一体性や, 与信業者(金融機関)と販売業者などとの人的・資本的一体性などから総合的に判断される。両契約が同一機会に一体的に締結されている場合, たとえば, 与信業者が販売契約などの勧誘・説明を行ったり, 販売業者などが消費貸借契約などの勧誘・説明を行っているように, 販売契約などと消費貸借契約の勧誘行為が同一主体によって行われているかのような場合や, 販売契約などと消費貸借契約が一体であるとの印象を購入者に与えているような場合には認められやすい。具体的には, 与信業者と販売業者などとの間に, a. 加盟店契約(あるいは提携契約)がある場合, b. 販売業者などが継続的に与信業者に顧客をあっせんし, または仲介するなどしている場合(販売業者などが個別の金融機関によるローンの勧誘・説明を行わずに, i. 窓口で複数社の金融機関によるローンのパンフレットを置いているに過ぎないような場合, ii. 顧客からローンについての問い合わせを受けた場合に金融機関の連絡先を複数告知する場合, iii. ローン一般についての概括的な説明を行うにすぎない場合, あるいは, iv. ホームページで外部リンクであることをはっきりと明示した上で, 金融機関のリンクを複数張っている場合などは基本的にこれに含まれないと解される), c.

販売業者などが継続的に与信業者のローン書式を提供している場合, または, d. 販売業者などと与信業者の間に密接な人的関係または資本関係がある場合には, 密接な牽連関係が認められることになる, とされる²²。

本件ローン取引では, i. 消費貸借契約成立時に, 融資金の使途が限定され, 与信業者(Y1銀行), 購入者, および, 販売業者(訴外会社), さらには保証会社も具体的に特定される, ii. 購入者の側からすると, ローン契約のパンフレットおよび事前審査申込書が, 与信業者から販売業者にあらかじめ交付されており(事前預託), 販売業者から与信業者を紹介されている, iii. 本件消費貸借契約では, 貸付金の交付および売買代金の支払が, 購入者の預金口座を通じて行われ, 貸付金の返済も購入者から直接, 与信業者に支払われる, また, iv. 事前審査申込みの手続が, 販売業者, その代表である亡P3を介して行われ, 与信業者とのローン契約締結に至るまでの労力の相当部分が, 販売業者, 亡P3によって担われていたことから, 販売業者と与信業者との関係がより密接かつ継続的なものであったといえることができる。これらから, 販売業者と与信業者との間に密接な牽連関係が認められ, ②の要件も満たされる。

また, Y保険会社らについても, 「本件消費貸借契約について, 与信業者(Y1銀行)から購入者の信用調査を任せられ, Y保証会社らの信用調査で与信が可とされた場合に, 与信業者(Y1銀行)は本件消費貸借契約を締結し, Y保証会社らは本件保証委託契約を締結することとされ, 本件保証委託契約締結の手続(契約書の作成手続)については, 与信業者(Y1銀行)が行っていた」ことから, Y保証会社らは, 「与信業者(Y1銀行)と役割分担して相互に補完し合う一体の地位にあった」とされた。

③の指定商品か権利の代金などが販売業者などに交付される要件について, 本件消費貸

借契約では、融資金の用途が限定され、送金先の指定について、「自動車購入目的の場合、借主は、融資金を販売店の預金口座に送金することを、あらかじめ承諾しなければならず」、Xらは、本件各消費貸借契約の申込みの際に、本件担当者らの指示により、訴外会社の銀行口座を記載したり、訴外会社宛の振込依頼書を作成したりした。また、借換が目的の場合、借主の預金口座への融資金の振込後、旧債務の債権者の口座に直ちに振り込まれることとされていた。このことから、③の要件は満たされる。

さらに、XらがY1銀行に対して融資金の弁済をしていたことから、④の要件は満たされる。

したがって、本件ローン取引は、「割賦購入あっせん」に当たることが認められる。

(2) 抗弁の対抗について

Xらは、本件各消費貸借契約の錯誤による無効を主張したが、認められなかった。

他方で、自動車の売買契約について、購入Xら、および借換Xらは、訴外会社（販売業者）の経営状況を知っていれば、売買契約を締結することはなかったと認められることから、本件売買契約には、要素の錯誤があったと認定されている²³。（また、名義貸Xらについても、通謀虚偽表示による売買契約であったことが認められる）。そうして、Xらが、その売買契約の無効を、改正前割賦販売法30条の4第1項（割賦販売法35条の3の19第1項）により、Y1銀行およびY保証会社ら²⁴を相手どって抗弁として対抗できることが認められた。この際、裁判所は、i. 本件ローン契約のパンフレットおよび事前審査申込書が、あらかじめ販売業者に交付されており、販売業者の代表である亡P3が、本件ローン契約に関わる諸手続を担っていたことから、販売業者と与信業者（Y1銀行）との関係が、「より密接かつ継続的なもの」であり、自動車の売

買契約とその購入資金の消費貸借契約との関係も、「極めて密接なもの」であった（「割賦購入あっせん」に当たる）、ii. Y保証会社らは、与信業者から購入者の信用調査を任せられ、与信が可とされた場合には、Y保証会社らは、本件保証委託契約を締結することとされ、その手続を与信業者が行っていたことから、Y保証会社らは与信業者と「役割分担して相互に補完し合う一体の地位にあ」った、iii. 与信業者および保証会社は、本件ローンのパンフレットおよび事前審査申込書を販売業者に交付することで、ローン契約の契約希望者の紹介を依頼し、それに基づいて、与信を希望する購入者の紹介を受けるという利益を受けながら、販売業者に関するリスクを免れることは、購入者との関係で「不公平な事態」である、iv. 販売業者と与信業者との密接な関係から、パンフレットおよび事前審査申込書の交付や事前審査の時点で、販売業者の信用状況などを調査することが可能かつ容易であるから、調査を要求しても、ローン契約締結の妨げにはならない、v. 本件ローン契約の契約件数が、平成19年5月以降、急増し、訴外会社を販売業者とする本件ローンが、本件支店において契約した無担保ローンの7割に達し、この点について、本件担当者も認識していた、ことを理由として挙げた。（しかし、名義貸しXらについては、自動車の売買契約が通謀虚偽表示であったことを、改正前割賦販売法30条の4第1項により対抗することは、信義則上、許されない、とされた。）

4. 若干の考察

Xらは、本件各消費貸借契約の錯誤による無効、Y1銀行の本件各消費貸借契約の付随義務違反による債務不履行責任、Y1銀行と訴外会社（販売業者）の共同不法行為責任を主張したが、いずれも認められなかった。しかし、Xらと訴外会社の自動車の売買契約の

抗弁については、Xら、訴外会社、Y1銀行とY保証会社らとの関係が「割賦購入あっせん（個別信用購入あっせん）」と認定されて、抗弁の対抗（改正前割賦販売法30条の4第1項（割賦販売法35条の3の19））が認められ、抗弁書到達後の支払金の返還請求と未払金の支払拒絶が容認された。Xらは、訴外会社との自動車の売買契約の錯誤による無効ほかの抗弁を、Y1銀行との消費貸借契約でも対抗することが認められたのである。

本件各消費貸借契約の錯誤による無効の主張については、Xらの錯誤の主張は動機の錯誤に当たると考えられるが、本判決の言うように、消費貸借契約とは別個の契約である売買契約の売主の債務履行の意思やその能力は、本件売買契約の要素であって、本件各消費貸借契約の要素とすることはできないだろう。

しかし、Y1銀行の本件各消費貸借契約の付随義務違反による債務不履行責任、および、Y1銀行と訴外会社の共同不法行為責任については、考察が必要である。Xらは、Y1銀行には、本件各消費貸借契約を締結するに当たり、Xらに不測の損害を与えないようにしなければならない付随義務があると主張する。これに対して、本判決は、Y1銀行は本件各消費貸借契約の融資金をすでに約定どおり入金しているので、当該付随義務違反を観念することができない（付随義務は既に履行不能になっている）し、当該付随義務は本件各消費貸借契約の本質部分ではないので、本件各消費貸借契約を法定解除することができない、という。Xらの主張する付随義務が、消費貸借契約に含まれるにせよ、含まれないにせよ、本件のY1銀行は金融機関であり、本判決も認定しているように、訴外会社の信用状況の調査は可能かつ容易である。Y1銀行が、パンフレットおよび事前審査申込書の事前預託前、本件各消費貸借契約の締結前、または融資実行前に、訴外会社の信用状況の

調査を行っていれば、訴外会社の履行能力が疑われ、融資は実行されなかっただろう。Xらの主張する本件各消費貸借契約の付随義務も履行されることになったと考えられる。Y1銀行および本件担当者には、金融機関としての注意義務の懈怠を感じざるを得ない。

また、Y1銀行と訴外会社との共同不法行為責任について、本判決は、①Y1銀行が亡P3から本件ローンの借主を紹介されていたこと、②訴外会社を販売業者とする本件ローンの契約件数の急増、③本件担当者もこれを認識していたこと、④本件各消費貸借契約また本件各保証契約の締結手続に異常な点が多く見られることなど、個別的な事情を認めているが、Y1銀行に訴外会社の履行能力を調査する義務は認められないことから、共同不法行為責任も認められない、とする。しかし、この場合も、先に（本件各消費貸借契約の債務不履行責任の箇所）述べたように、Y1銀行は金融機関として、契約手続の異常さからも、事前に訴外会社の信用状況を調査する義務を負担すべきではないだろうか²⁵。しかも本件では、Y1銀行の手続では、融資の実行は消費貸借契約の申込日（書類作成日）から2営業日後に行われることになっていたにもかかわらず、本件各消費貸借契約では、消費貸借契約締結当日または翌日に融資が実行されていた（当然、本件担当者はこのことも認識していただろう）。本件では、Y1銀行の注意義務違反を認めて、Y1銀行と訴外会社との共同不法行為責任を認めても良かったように思われる。

割賦販売法の平成20年（2008年）改正により、与信契約の取消権（割賦販売法35条の3の13～35条の3の16）が新設された。しかし、本件は、割賦販売法改正前の事件であるため、本規定を適用することはできない²⁶。Xらは、既払金返還請求を実現するために、本件各消費貸借契約の錯誤による無効、Y1銀行の付随義務違反による債務不履行責任（法定解

除), Y1銀行と訴外会社との不法行為責任を追及したものと思われる。本件ではXらのこれらの主張が認められなかったため, Xらは販売業者に対して既払金の返還請求を行っていくことになる(販売業者の事実上の倒産のリスクを, Xらが負担することになる)。

本判決では、「割賦購入あっせん(個別信用購入あっせん)」,および「抗弁の対抗」(改正前割賦販売法30条の4第1項(割賦販売法35条の3の19))の認定について, ①Y1銀行が販売業者の信用状況などを調査することが可能かつ容易であったこと, ②Y1銀行とY保証会社らは, 本件ローンのパンフレットと事前審査申込書を販売業者に交付して, 購入者の紹介を受けるといった利益を受けながら, 販売業者に関するリスクを免れることの不公平さを特に強調しているのが特徴である。本件では, 訴外会社とY1銀行らの間に, 加盟店契約や提携関係がないことから, 「密接な牽連関係」を認定するための補強材料として, これらの要素が強調されたのだろうか。もっとも, それらを強調しなくても, それ以外の事情によって, 訴外会社とY1銀行らとの間に, 「密接な牽連関係」があることを認定できたと考えられる。

ところで, 本件ローン取引では, 消費貸借契約締結の際に, 購入者(Xら)が持参することになっていた自動車の注文書が持参されなかったり, 訴外会社(販売業者)・亡P3から提出されたり, また, 消費貸借契約の締結手続が営業時間外に行われることが多かったり, さらに, 融資の実行が規定よりも早く行われたりと, その契約締結手続と履行に異常な点が見られる。さらには, 訴外会社を販売店とする本件ローンの件数が急増し, 本件支店における無担保ローンの7割を占めるまでに至っていた。これらの事実を, 当然, 本件支店の本件担当者は認識していた(認識できただろう)。本件担当者が, これらの事実を認識していた(認識できた)にもかかわらず,

訴外会社の信用状況などを調査しなかったのは, 本件支店のリスク管理が杜撰だったのではないかと思われる^{27,28}。金融取引の専門家としての金融機関の注意義務の程度は高く, その責任(専門家の責任)も重いものと考えられる。本件のように契約手続に異常な点が見られるような場合には, 与信業者による販売業者の信用状況の調査はなおさら要求されるものと考えられる。個別信用購入あっせん取引に関わる法的構成や具体的な事件を考えていくにあたっては, 与信業者の専門家としての責任も考慮に入れていくべきだろう。

了

¹ 佐藤勤「判批」銀法779号26頁:田路至弘他・商事2033号59頁。

² 同種の事件として, たとえば, 札幌高判平成7年1月31日判タ880号291頁〔販売業者と与信業者(銀行)の間に密接な関係が存在したことを認めることができないとして, 割賦購入あっせんには当たらず, 抗弁の対抗は認められない, とされた〕。

³ 本研究執筆の動機は, ①本学科のカリキュラムで「金融取引法」を担当している一担当している以上, その分野についての論考・判例研究に取り組むべきである, ②在職する「経済法学科」では, 金融機関への就職を目指す学生の育成も目標の一つに掲げられている一そのような学生を育成するのであれば, 教員もその分野についての研究が必要であり, その成果を学生に伝えることができるのであれば, 学生の専門教育にもつながる。研究と教育は連動するものである(①), ③北海道の事件である一大学所在地域の事件・問題に積極的にコミットしていくべきである, などにある(筆者の拘りにすぎない)。本稿は習作にすぎず, 今後も研鑽を積む所存である。

⁴ 本件ローン取引は, Y1銀行と販売業者(訴外会社)との間に提携関係がないことから, 特定の販売業者からの商品の販売等を条件とした「提携ローン」ではなく, 資金用途を限定した「目的ローン」である(商事2033号59頁)。銀行などの目的ローンの内容および目的ロー

ンに改正割賦販売法を適用することについては、後藤巻則・池本誠司「割賦販売法」(2011年)124・125頁；伊藤亜紀他「〈座談会〉割賦販売法の適用と規制への対応」金法1882号35頁以下を参照。

⁵ 以下は、松田洋平他「『割賦販売法』改正の概要」NBL887号15頁；中崎隆「提携ローンの取扱いに関する留意点」金法1882号6頁などを参照した。改正割賦販売法の詳細な内容については、後藤他「割賦販売法」；梶村太市他編著「新・割賦販売法」(2012年)を参照。

⁶ 与信業者の属性について制限はないので、クレジット事業者(信販会社)、貸金業者、金融機関などが含まれる。

⁷ 割賦販売法の改正の経緯については、梶村他「新・割賦販売法」15頁以下を参照。

⁸ 「抗弁の対抗」規定の新設までの経緯、その後暫くの状況については、都筑満雄「複合取引の法的構造」(2007年)238頁以下が詳しい。本書は、「抗弁の対抗」を複合契約論のなかに位置づける。複合契約論の先駆けとなる本格的な研究である。

⁹ たとえば、「抗弁の対抗」規定の法的性質についても争われた。昭和59年法改正前(「抗弁の対抗」規定新設前)の事件であるが、最判平成2年2月20日判タ731号91頁では、寝具一式の購入に割賦購入あっせんが用いられたが、販売業者が商品の引渡しをしなかったことから、購入者と販売業者の間の売買契約が合意解除され、その際、販売業者は、合意解除に伴う諸問題について責任をもって対処する旨、約束したにもかかわらず、販売業者が対応せず、与信業者から購入者に対して未払金の支払いが請求された。最高裁は、割賦購入あっせんが、「法的には、別個の契約関係である購入者・あっせん業者間の立替払契約と購入者・販売業者間の売買契約を前提とするものであるから、両契約が経済的、実質的に密接な関係にあることは否定し得ないとしても、購入者が売買契約上生じている事由をもって当然にあっせん業者に対抗することはできない」ものであり、「昭和59年法律第49号(以下「改正法」という。)による改正後の割賦販売法30条の4第1項の規定は、法が、購入者保護の観点から、購入者において売買契約上生じている事由をあっせん業者に対抗し得ることを新たに認めたものにほかならない〔創設的規定説(筆者注)〕。したがって、右改正前においては、購

入者と販売業者との間の売買契約が販売業者の商品引渡債務の不履行為原因として合意解除された場合であっても、購入者とあっせん業者との間の立替払契約において、かかる場合には購入者が右業者の履行請求を拒み得る旨の特別の合意があるとき、又はあっせん業者において販売業者の右不履行に至るべき事情を知り若しくは知り得べきでありながら立替払を実行したなど右不履行の結果をあっせん業者に帰せしめるのを信義則上相当とする特段の事情があるときでない限り、購入者が右合意解除をもってあっせん業者の履行請求を拒むことはできない」とした。すなわち、割賦購入あっせんを構成する売買契約と立替払契約は別個の契約であることから、両契約が実質的・経済的に密接な関係にあったとしても、売買契約に生じた事由を、立替払契約の当事者であるあっせん業者には対抗できない。昭和59年(1984年)の法改正によって設けられた割賦販売法30条の4第1項の「抗弁の対抗」の規定は、購入者保護のために新たに認められた規定なので(創設的規定)、改正前においては、立替払契約に、特別の合意があるか、あっせん業者が販売業者の不履行に至る事情を知るか、知りうる状況にありながら立替払を実行したなどの、販売業者の不履行為をあっせん業者に帰せしめるのを信義則上相当とする「特段の事情」がない限り、あっせん業者の履行請求を拒むことができない、とした。「抗弁の対抗」規定の法的性質について、後藤「割賦販売法」358頁以下を参照(最高裁は、「創設的規定説」を採った。学説は、「確認的規定説」が有力である)。後掲・注10の最判平成23年10月25日民集65巻7号3114頁も参照(当該判例も、「抗弁の対抗」規定を創設的規定であると解する)。

¹⁰ 「抗弁の対抗」規定の法意から、売買契約の無効を主張することで、立替払契約も無効として、与信業者(あっせん業者)に対して既払金の返還請求をすることができるかについて、デパート商法が問題になった最判平成23年10月25日民集65巻7号3114頁では、加盟店である販売業者との間で宝飾品の売買契約を締結し、本件あっせん業者との間で、購入代金に関わる立替払契約を締結した原告が、本件あっせん業者から事業の譲渡を受けた被告に対して、本件売買契約が公序良俗に違反し無効であることにより、本件立替払契約も無効であるこ

と、また、消費者契約法5条1項が準用する同法4条1項一号もしくは同法3項二号により、本件立替払契約の申込の意思表示を取り消したことを理由として、不当利得返還請求権に基づき、本件立替払契約に基づく既払金の返還を求めるとともに、本件あっせん業者がその加盟店の行為について調査する義務を怠ったことにより本件販売業者の行為による被害が発生したことを理由として、不法行為に基づいて、既払金ほかの損害賠償を求めた。最高裁は、売買契約の無効を抗弁として、立替払契約の無効を主張することができない、すなわち、既払金の返還請求は認められない、とした。本判決は、割賦販売法30条の4第1項の規定を、「法が、購入者保護の観点から、購入者において売買契約上生じている事由をあっせん業者に対抗し得ることを新たに認めたものにほかならない」とした前掲・最判平成2年2月20日（前掲・注9を参照）の判旨を前提として、「個品割賦購入あっせんにおいて、購入者と販売業者との間の売買契約が公序良俗に反し無効とされる場合であっても、販売業者とあっせん業者との関係、販売業者の立替払契約締結手続への関与の内容及び程度、販売業者の公序良俗に反する行為についてのあっせん業者の認識の有無及び程度等に照らし、販売業者による公序良俗に反する行為の結果をあっせん業者に帰せしめ、売買契約と一体的に立替払契約についてその効力を否定することを信義則上相当とする特段の事情があるときでない限り、売買契約と別個の契約である購入者とあっせん業者との間の立替払契約が無効となる余地はないと解するのが相当である」として、立替払契約の無効を主張する（既払金の返還請求を認める）ためには、「特段の事情」が必要であり、本件には、「特段の事情」がないことから立替払契約の無効を主張できない（既払金の返還請求を認めることができない）、とした。購入者などは、与信業者に対して既払金の返還を求めることができなかつたので、販売業者などに対して既払金の返還を請求していくことになるが、販売業者などが悪質な業者の場合、既払金を回収できる可能性は限りなく低いだろう。その結果、販売業者などの既払金の返還不能や拒絶のリスクを、購入者などが負担しなければならないことになる。

¹¹ 改正の経緯については、山本豊他「座談会・

割賦販売法の大改正」クレジット研究40号別冊6頁以下を参照。

¹² 以下の叙述においては、松田洋平他『『割賦販売法』改正の概要』NBL887号15頁以下を参照した。

¹³ 改正により、個品「割賦購入あっせん」の定義規定は、「カード等を利用することなく、特定の販売業者が行う購入者への商品若しくは指定権利の販売又は特定の役務提供事業者が行う役務の提供を受ける者への役務の提供を条件として、当該商品若しくは当該指定権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部に相当する金額の当該商品販売業者又は当該役務提供事業者への交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をするとともに、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者からあらかじめ定められた時期までに当該金額を受領すること（当該購入者又は当該役務の提供を受ける者が当該販売業者から商品若しくは指定権利を購入する契約を締結し、又は当該役務提供事業者から役務の提供を受ける契約を締結した時から2月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領することを除く。）」（割賦販売法2条4項）となった。下線部が、変更された箇所である。

¹⁴ もっとも、個別信用購入あっせん業者が、加盟店調査義務に違反したとしても、販売業者などが不当勧誘行為を行っていた場合、割賦販売法35条の3の13の与信契約の取消権を行使できるので、適正与信義務や加盟店調査義務の違反が問題になるのは、販売業者の債務不履行解除の場合などである。

¹⁵ 当該規定の理論構成と法的性質については、後藤他「割賦販売法」312頁以下を参照。

¹⁶ 松田他・NBL887号18頁によれば、消費者契約法5条の適用も考えられるが、売買契約に関する重要事項に不実告知などが行われた場合に、当該事項が与信契約の重要事項に該当すると解することはできないため、消費者契約法による与信契約の取消しは困難である、とされる。

¹⁷ 個別信用購入あっせん（個品割賦購入あっせん）取引における既払金返還請求が、いかに要請され、それがどのような法的構成で対応され、ついに立法化（改正割賦販売法）されたか、そして、立法化後の問題については、

さしあたり、神作裕之「割賦購入あっせんにおける抗弁権の接続と既払金の返還」クレジット研究23号77頁以下；川地宏行「第三者予信型販売における抗弁の接続と与信業者に対する既払金返還請求」クレジット研究40号別冊62頁以下；城内明「個品割賦購入あっせん取引における信販会社に対する既払金返還請求(上)・(下)」国民生活研究46巻1号38頁以下・46巻2号20頁以下；同「既払金返還の前提として信販会社が負う個品割賦購入あっせん(個別信用購入あっせん)取引上の法的義務」国民生活研究48巻1号32頁以下を参照。

¹⁸ 取消後の清算関係については、後藤「割賦販売法」321頁以下、337頁以下を参照。

¹⁹ 本規定の法理の類推適用が可能になる。

²⁰ 中崎・金法1882号14頁によれば、抗弁の対抗については、販売業者などが適切な対応を行えば、抗弁を対抗されることはなくなるので、与信業者が、販売業者などの適切な審査や管理を行うことにより、抗弁の対抗により損害を受けるリスクを減らすことができる、とされる。

²¹ 前掲・注13を参照。

²² 中崎・金法1882号8・9頁、15・16頁。

²³ 錯誤の認定について、四宮和夫・能見善久「民法総則 [第8版]」(2010年)222頁以下を参照。

²⁴ 東京高判昭和63年3月30日判時1280号78頁は、改正前割賦販売法30条の4(割賦販売法35条の3の19)を類推適用して、信販会社に対しても抗弁の対抗を認めている。

²⁵ 不法行為における過失の認定について、さしあたり、窪田充見「不法行為法 民法を学ぶ」(2007年)43頁以下を参照。

²⁶ 与信契約の取消権(割賦販売法35条の3の13)は、そもそも訪問販売などの5種類の契約に適用されるものなので、(5類型に当てはまらない)本件のようなケースに適用することはできない。しかし、本規定を消費者契約法5条の確認的規定であると解することにより、本規定の法理を本件のようなケースに適用していくことも可能になるだろう。前掲本文96・97頁を参照。

²⁷ 本件担当行員の責任というよりも、本件支店自体のリスク管理の問題・責任だろう。コンプライアンスの徹底と、アクチュアルな法令・判例(裁判例)への目配りが必要である(予防法学)。

²⁸ 事実上の問題として、金融機関に在職する者

であれば、取引状況から、取引の相手方の信用状況、とりわけ取引の相手方が信用上の問題を抱えていることについて、直感的に推測できるのではないかと考えるのは、言い過ぎだろうか。